

生活保護世帯からの進学「夢」応援資金貸付要項

平成21年 4月24日	熊本県告示第413号
平成22年10月 1日	熊本県告示第912号
平成25年 4月 1日	熊本県告示第288号
平成26年 4月 1日	熊本県告示第106号
平成26年10月14日	熊本県告示第981号
平成30年11月13日	熊本県告示第948号
平成30年12月25日	熊本県告示第1075号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 生活保護世帯からの進学「夢」応援資金（第2条—第28条）

第3章 雑則（第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要項は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護を受けている世帯（以下「生活保護世帯」という。）から学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学、同法第108条第3項に規定する短期大学、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校、熊本県が職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項の規定により設置する職業能力開発校又は同条第2項の規定により設置する職業能力開発短期大学校（以下「大学等」という。）に就学する者に対して、その生活費を貸し付け、安心して就学できる環境を整え、本人の「夢」の実現と自立に繋げることにより貧困の連鎖を断ち切ることを目的とした生活保護世帯からの進学「夢」応援資金（以下「資金」という。）の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 生活保護世帯からの進学「夢」応援資金

（貸付けの申請）

第2条 資金の貸付けの申請は、大学等に就学する者が行うものとする。

2 資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、その出身世帯の生計中心者を連帯借受人として立てなければならない。

3 申請者は、貸付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 申請者及びその者を扶養している者の世帯全員の住民票（申請者及びその者を扶養している者が外国籍の場合にあっては、在留カード又は特別永住者証明書の写し）

(2) 申請者が未成年者の場合にあっては、法定代理人の貸付同意書（別記第2号様式）及び戸籍謄本

(3) 福祉事務所長の調査意見書（別記第3号様式）

(4) 奨学金を受給している場合は、それを証する書類（申請中の場合は、当該申請書類の写し）

(5) 在学証明書又は入学の決定を証する書類

(6) その他知事が必要と認める書類

（貸付けの決定）

第3条 知事は、前条の規定による申請があったときは、速やかに必要な調査を行ったうえで、次に掲げる事項を審査し、資金の貸付けの可否及び貸付額を決定するものとする。

- (1) 借受資格の有無
- (2) 貸付額及び貸付期間の適否
- (3) 貸付効果の有無
- (4) 償還の見込み
- (5) その他貸付に関する事項

2 知事は、前項の規定により資金の貸付けを行うときは貸付承認通知書（別記第4号様式）により、資金の貸付けを行わないときは貸付不承認通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第4条 資金の貸付決定を受けた者は、借用書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

- (1) 資金の貸付決定を受けた者及びその連帯借受人の印鑑登録証明書
- (2) 貸付金返済確約書（別記第7号様式）
- (3) あて名及び貸付金の受領方法の申出書（別記第8号様式）
- (4) 申請者本人の預金通帳の写し

（貸付額及び貸付利率）

第5条 資金の貸付月額、申請者が申請を行った日の属する年度の4月1日において申請者の居住地に適用される生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）1居宅のアからウまでの第1類の表中年齢区分の欄「18歳・19歳」の項に定める額に相当する額を限度とする。

2 資金の貸付利率は、無利子とする。

（貸付対象期間）

第6条 資金の貸付対象期間は、4年以内とする。この場合において、貸付対象期間の始期は、申請書を受け付けた日の属する月とする。

（資金の貸付方法）

第7条 資金は、毎年度4月、7月、10月及び翌年1月に、それぞれ当該月を含むその後3月分を貸し付けるものとする。ただし、最初の貸付については、申請書を受け付けた日の属する月から次の貸付月の前月までの分を貸し付けるものとする。

（調査）

第8条 知事は、資金の貸付け後、必要に応じて資金の用途等の調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査のため、資金の貸付け後の用途等を明らかにする書類の閲覧若しくは提出を求め、又は当該職員に資金の貸付け後の用途等について、資金の貸付けを受けている者（以下「借受人」という。）、連帯借受人その他の関係人に質問させることができる。

（増額貸付けの申請）

第9条 知事は、借受人のうち資金の貸付けを受けている額が当該資金の貸付けの限度額に満たない借受人に対し、当該限度額の範囲内で当該資金を増額して貸し付けることができる。

2 前項の規定により増額して資金の貸付けを受けようとする者（以下「増額申請者」という。）は、貸付額増額申請書（別記第9号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があったときは、速やかに必要な調査を行ったうえで、第3条第1項に掲げる事項を審査し、貸付額の増額の可否及び貸付額を決定するものとする。

4 知事は、前項の規定により貸付額の増額を行うときは貸付額増額承認通知書（別記第10号様式）により、貸付額の増額を行わないときは貸付額増額不承認通知書（別記第11号様式）により増額申請者に通知するものとする。

(減額貸付けの申出)

第10条 知事は、借受人からの貸付額の減額の申出を受けたときは、当該申出に従って貸付額を決定し、貸付額減額決定通知書（別記第12号様式）により当該申出をした借受人に通知するものとする。

(異動等の届出)

第11条 借受人、資金の貸付けを受けた者（以下「償還人」という。）又は連帯借受人は、次の各号のいずれかに該当したときは、それぞれ当該各号に定める書類により速やかに知事に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名又は貸付金の振込口座を変更したとき。住所、氏名、振込金融機関変更届（別記第13号様式）、あて名及び貸付金の受領方法の申出書及び借受人の預金通帳の写し
- (2) 死亡したとき。死亡届（債務承認書）（別記第14号様式）
- (3) 休学又は復学をしたとき。休学・復学届（別記第15号様式）
- (4) 償還金の支払方法を口座振替の方法に変更するとき又は償還金振替口座の変更若しくは廃止をするとき。熊本県進学の「夢」応援資金償還金口座振替届（新規・変更・廃止）（別記第16号様式）

(連帯借受人変更の申請)

第12条 借受人又は償還人は、連帯借受人を変更する必要があるときは、連帯借受人変更申請書（別記第17号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請を承認したときは連帯借受人変更承認通知書（別記第18号様式）により、承認しないときは連帯借受人変更不承認通知書（別記第19号様式）により借受人又は償還人に通知するものとする。

(在学等の届出)

第13条 借受人は、毎年4月1日から4月30日までの間に在学等届（別記第20号様式）を、毎年9月1日から9月30日までの間に就学状況等調査書（別記第21号様式）を知事に提出しなければならない。

(貸付辞退の申出)

第14条 借受人は、貸付けを辞退しようとするときは、貸付辞退申出書（別記第22号様式）により知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を受けたときは、将来に向かってその貸付けを取り消すものとする。

(貸付の停止及び減額)

第15条 知事は、借受人の収入の状況、休学等により必要と認めたときは、貸付けを停止し、又は貸付額を減額できるものとする。この場合において、知事は、貸付けの停止又は貸付額の減額を行う2か月前までに、貸付停止通知書（別記第23号様式）又は貸付額減額決定通知書により、借受人に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による貸付けの停止を行った場合で、借受人の申出により必要と認めたときは、貸付けの再開を決定することができるものとする。この場合において、知事は、貸付再開通知書（別記第24号様式）により、借受人に通知するものとする。

(貸付けの取消)

第16条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月から貸付けを取り消すものとする。

- (1) 借受人が死亡し、又は大学等を退学したとき。
- (2) 借受人がやむを得ない事情がないにもかかわらず、この要項に定める書類の提出を怠った

とき。

- (3) 借受人が第8条第1項に規定する調査への協力を行わなかったとき。
- (4) 借受人が他の施策による生活資金の給付を受けることになったとき。
- (5) 借受人の出身世帯が生活保護から自立したとき、消滅したとき、又は県外に転出したとき（出身世帯の経済状況等を考慮し、貸付けを継続することが世帯の自立につながると知事が認めた場合を除く。）。

2 知事は、前項の規定による取消をしたときは、貸付取消通知書（別記第25号様式）により当該取消に係る者に通知するものとする。

（貸付けの資格喪失の届出）

第17条 借受人は、前条第1項第1号又は第4号に掲げる貸付取消事由のいずれかが生じたときは、貸付資格喪失届（別記第26号様式）により遅滞なく知事に届け出なければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は連帯借受人が届け出なければならない。

2 知事は、前項の貸付資格喪失届を受理したときは、貸付取消通知書により借受人に通知するものとする

（終了報告）

第18条 借受人は、大学等を卒業後（退学した場合にあっては、退学後）、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

（据置期間）

第19条 資金の償還の据置期間は、その貸付けを終了した日の属する月の翌月から6か月を経過する日の属する月までとする。

（償還期間）

第20条 資金の償還期間は、据置期間経過後貸付を受けた期間の5倍に相当する期間以内とする。ただし、支払猶予の際はこの限りではない。

2 知事は、据置期間の開始日から3か月後を目処として、償還開始のお知らせ（借受人用）（別記第27号様式）を借受人に、償還開始のお知らせ（連帯借受人用）（別記第28号様式）を連帯借受人に送付するものとする。

（納期限）

第21条 資金の償還期日は、月賦の場合は毎月末日、半年賦の場合は毎年6月末日及び12月25日、年賦の場合は毎年12月25日とする。ただし、月の末日及び12月25日が銀行の休業日の場合は、次の最初の銀行営業日とする。

2 前項の規定にかかわらず、半年賦又は年賦の場合において、償還人の申出により知事が別に期日を指定したときは、その指定した期日を償還期日とする。

（償還金支払猶予の申請）

第22条 知事は、前条の規定にかかわらず、償還人に対し、償還金の支払を猶予することができる。

2 償還人は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により償還金の支払猶予を受けようとするときは、償還金支払猶予申請書（別記第29号様式）に償還期日以内に償還金を支払うことが著しく困難になったことを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請を承認するときは償還金支払猶予承認通知書（別記第30号様式）により、承認しないときは償還金支払猶予不承認通知書（別記第31号様式）により当該申請をした償還人に通知するものとする。

4 知事は、第2項に規定する申請を承認したときは、当該承認に係る支払猶予期間が満了する15日前までに、償還再開のお知らせ（別記第32号様式）を送付するものとする。

(償還方法等変更の申請)

第23条 償還人は、償還期間又は償還金の償還方法を変更しようとするときは、償還方法等変更申請書(別記第33号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する申請を承認するときは償還方法等変更承認通知書(別記第34号様式)により、承認しないときは償還方法等変更不承認通知書(別記第35号様式)により当該申請をした償還人に通知するものとする。

(借用書の改定)

第24条 貸付けを辞退し、若しくは停止された者又は連帯借受人の変更、貸付額の増額若しくは減額若しくは償還金の支払猶予等の承認を受けた者は、速やかに内容を変更した借用書を新たに作成し、知事に提出しなければならない。

(繰上償還の申出)

第25条 償還金の繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(別記第36号様式)により知事に申し出るものとする。

(遅延利息)

第26条 知事は、償還人が償還期日までに償還金を支払わなかったときは、延滞した償還金の額につき年5パーセントの割合で償還期日から支払当日までの日数により計算した遅延利息を徴収する。ただし、当該償還期日に支払わないことにつき、第22条第3項の規定により償還金支払猶予の承認を受けた場合は、この限りでない。

(督促)

第27条 知事は、償還人が償還金を納期限までに納入しないときは、速やかに当該償還人に対して償還金督促状(別記第37号様式)を発行するものとする。

- 2 知事は、督促状に定める納期限までに償還金の納入がないときは、償還人及び連帯借受人に対して督促状の発行の日から15日以内の適宜の日を納期限とする償還金催告状(別記第38号様式)を発行するものとする。
- 3 知事は、催告状に定める納期限までに償還金の納入がないときは、連帯借受人に償還金の支払を請求するものとする。

(借用書の返還等)

第28条 知事は、貸付金の償還を完了した者に対し、償還完了通知書(別記第39号様式)によりその旨を通知するとともに、当該貸付金に係る借用書を返還するものとする。

第3章 雑則

(雑則)

第29条 この要項の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要項は、平成21年4月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要項の施行の際現にこの要項による改正前の熊本県生活保護世帯進学「夢」応援資金貸付要項の規定により提出されている申請書は、この要項による改正後の生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項の相当規定により提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この要項の施行の際現にこの要項による改正前の熊本県生活保護世帯進学「夢」応援資金貸

付要項の規定により立てられている連帯保証人は、この要項による改正後の生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項の相当規定により立てることとされている連帯借受人とみなす。

附 則

- 1 この要項は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の際現に改正前の生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項の規定により提出されている貸付申請書その他の書類は、改正後の生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項の規定により提出された貸付申請書その他の書類とみなす。

附 則

- 1 この要項は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の際現に改正前の第11条の規定により提出されている償還金口座振替（変更・廃止）届は、改正後の第11条の規定により提出された熊本県進学の「夢」応援資金償還金口座振替届（新規・変更・廃止）とみなす。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要項は、告示の日から施行し、改正後の第26条の規定は、平成26年4月1日以後の期間に対応する遅延利息について適用する。

（経過措置）

- 2 平成26年3月31日以前の期間に対応する遅延利息については、なお従前の例による。
- 3 この要項の施行の際現に改正前の生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項の規定により交付されている償還金督促状は、改正後の生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項の規定により交付された償還金督促状とみなす。

附 則

この要項は、告示の日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

附 則

この要項は、告示の日から施行し、改正後の生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項の規定は、平成30年4月1日から適用する。